

係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長
田村	田村	田村	田村	田村	田村	田村	田村
田村	田村	田村	田村	田村	田村	田村	田村



流財調第184号
平成30年10月16日

流山市議会議長 秋間 高義 様

流山市長 井崎 義治



ふるさと納税に係る返礼品の見直しについて（報告）

ふるさと納税に係る返礼品の見直しにつきましては、平成30年9月13日付け流マ第33号にてご報告させていただいたところですが、同10月9日に千葉県で開催されました「ふるさと納税に係る返礼品の早期見直しに向けた会議」において、これまでの総務省からの通知を踏まえ、同11月1日現在において、返礼品に係る全ての見直しが完了していない場合は、来年度予定されている地方税法の改正において、制度対象外の団体に指定される可能性が極めて高いため、11月1日までに見直すよう再度要請がありました。

このため、下記により見直しを前倒しで実施することといたしましたので、ご報告いたします。

記

- 1 実施時期 平成30年11月1日（木）
- 2 見直しの内容（総務省からの要請事項）
 - (1) 返礼割合を3割以下とする。
 - (2) 返礼品は地場産品とする。
 - (3) 金銭類似性の高いものは送付しない。
 - (4) 資産性の高いものは送付しない。
 - (5) 価格が高額なものは送付しない。
 - (6) 市内在住の方には返礼品を送付しない。
- 3 市民等への周知方法
 - (1) ふるさとチョイス（10月21日より）
 - (2) 流山市ホームページ（10月21日より）
 - (3) 広報ながれやま：10月21日号及び11月1日号



- 4 返礼品一覧
別紙 1 (見直し前) のとおり
別紙 2 (見直し後) のとおり
- 5 総務省からの通知
別紙 3 から別紙 5 のとおり



流山市 寄附(ふるさと納税)返礼品一覧

2018/10/9~

別紙1

● 流山市では、ご寄附をいただいた個人の方に、ご寄附額に応じて下記の返礼品を贈呈しています。

商品番号	返礼品	備考	返礼品担当課
寄附金 5,000円以上			
B2	「ろこどる」の「絵皿」1枚	平成30年9月1日～仕様変更	商工振興課
F1a	KISS YOU ® IONPA レッド (替えブラシ2本入り)		商工振興課
F1b	KISS YOU ® IONPA ブラック (替えブラシ2本入り)		商工振興課
F1c	KISS YOU ® IONPA シャンパンゴールド (替えブラシ2本入り)		商工振興課
寄附金 10,000円以上			
A1	ファンケル 化粧品 Aセット		商工振興課
A2	ファンケル サプリメント Aセット		商工振興課
A3	ファンケル 発芽米 Aセット		商工振興課
A4	ファンケル 青汁 Aセット		商工振興課
B3	「ろこどる」の「絵皿」2枚	平成30年9月1日～仕様変更	商工振興課
D1	カナルファーム体験チケット 大人1名	クレジット決済のみでの受付	商工振興課
F2a	KISS YOU ® IONPA home ホワイト (替えブラシ4本入り)		商工振興課
F2b	KISS YOU ® IONPA home ブラック (替えブラシ4本入り)		商工振興課
G1	タナックス 輸行袋とイージーミラーのセット		商工振興課
G2	タナックス デジバッグプラス		商工振興課
N22	流山あかり館 美濃和紙の灯り テーブルランプ 丸(B-10)		マーケティング課
N23	流山あかり館 美濃和紙の灯り スモールランプ 丸(SS3062)と和紙の足元灯		マーケティング課
T1	キッコーマン 万上 金箔入り梅酒 2本セット	高島屋柏店	マーケティング課
T2	蔵出 焼き芋 かいつか 焼き芋・干し芋・甘露煮セット	高島屋柏店	マーケティング課
寄附金 12,000円以上			
T4	ブラッスリーしんかわ 千葉県産素材を使ったプリン詰合せ	高島屋柏店	マーケティング課
T5	ベビー浴用ガーゼセット	高島屋柏店	マーケティング課
寄附金 13,000円以上			
C1	流山産コシヒカリ	平成31年2月28日受付終了	商工振興課
寄附金 15,000円以上			
D2	カナルファーム体験チケット 親子ペア(大人1名+子ども1名(3歳~小学生))	クレジット決済のみでの受付	商工振興課
寄附金 20,000円以上			
E1	流鉄お仕事体験チケット	クレジット決済のみでの受付	商工振興課
N16a	ブラッスリーしんかわ ペアランチ券 <和牛ほほ肉の煮込みコース>	お申込み期限:平成30年12月31日	マーケティング課
N24	流山あかり館 美濃和紙の灯り テーブルランプ 宙(SS3014)		マーケティング課
N25	流山あかり館 美濃和紙の灯り テーブルランプ 丸ロング(B33)と和紙の足元灯		マーケティング課
T6	赤ちゃんの城 バスタオルローブ	高島屋柏店	マーケティング課
T15	ハベ 積み木(白木&カラー)	高島屋柏店	マーケティング課
寄附金 22,000円以上			
N1a	割烹 せきや ペアランチ券 <森の御膳>	お申込み期限:平成30年12月31日	マーケティング課
N3a	そば懐石 あずみ野 ペアランチ券 <あずみ野膳>	お申込み期限:平成30年12月31日	マーケティング課
寄附金 30,000円以上			
G3	タナックス キャンピングシートバッグ2		商工振興課
N26	流山あかり館 美濃和紙の灯り フロアランプ ナツL(SS3006)		マーケティング課
N27	流山あかり館 美濃和紙の灯り フロアランプ 波S(SS3080)		マーケティング課
A12	ファンケル ビューティブークセット		商工振興課
寄附金 40,000円以上			
N4a	割烹 柳家 ペアランチ券 <懐石コース>	お申込み期限:平成30年12月31日	マーケティング課
N1b	割烹 せきや ペアディナー券 <森のおまかせ会席>	お申込み期限:平成30年12月31日	マーケティング課
T7a	赤ちゃんの城 お屋敷セット	高島屋柏店(在庫僅少、なくなり次第終了。)	マーケティング課
T8	イングリッシーナ ファストブルーレーベル テーブルチェア	高島屋柏店	マーケティング課
寄附金 45,000円以上			
N3b	そば懐石 あずみ野 ペアディナー券 <山ゆり>	お申込み期限:平成30年12月31日	マーケティング課
寄附金 50,000円以上			
A5	ファンケル 化粧品 Bセット		商工振興課
A6	ファンケル サプリメント Bセット		商工振興課
A7	ファンケル 発芽米 Bセット		商工振興課
A8	ファンケル 青汁 Bセット		商工振興課
G4	タナックス ツアーシェルケース2		商工振興課
寄附金 60,000円以上			
N4b	割烹 柳家 ペアディナー券 <うな重付き懐石コース>	お申込み期限:平成30年12月31日	マーケティング課
T7b	赤ちゃんの城 お屋敷セット(敷ふとん洗濯可バージョン)	高島屋柏店	マーケティング課
寄附金 80,000円以上			
N16b	ブラッスリーしんかわ ペアディナー券 <老舗割烹“新川”とのコラボディナー>	お申込み期限:平成30年12月31日	マーケティング課
T10	エルゴベビー ADAPT ベビーキャリア(抱っこひも)	高島屋柏店	マーケティング課
寄附金 100,000円以上			
N2b	京料理かねき ペアディナー券	お申込み期限:平成30年12月31日	マーケティング課
N13b	万華鏡・中里保子作「蝶文様」		マーケティング課
A9	ファンケル Sセット		商工振興課
G5	タナックス グランドシートバッグ		商工振興課

商品番号	返礼品	備考	返礼品担当課
寄附金 200,000円以上			
T13	タカシマヤ ランドセル RT970:男児用(黒×グレー)	高島屋柏店、限定10本、クレジット決済のみでの受付。	マーケティング課
T14	タカシマヤ ランドセル RT973:女児用(ホットピンク)	高島屋柏店、限定5本、クレジット決済のみでの受付。	マーケティング課
寄附金 250,000円以上			
T12b	コンビ ホワイトレーベル クルムーヴ スマート ISOFIX (チャイルドシート)	高島屋柏店	マーケティング課
N14b	紫焰薫 田口佳子作「紅彩彫紋花器」		マーケティング課
寄附金 700,000円以上			
N15b	SAN-EI 卓球台 VR-VERIC-W (折り畳み可能な卓球台)	ご寄附申込みの前に必ず(株)三英(04-7154-4661)にお電話のうえ、納品場所のご確認をお済ませください。	マーケティング課
寄附金 900,000円以上			
N20	後藤純男日本画リトグラフ「春麗大和」(4号)		マーケティング課
N21	後藤純男日本画リトグラフ「新雪上がる大和」(4号)		マーケティング課
寄附金 1,100,000円以上			
N18	後藤純男日本画リトグラフ「根本中道」(6号)		マーケティング課
N19	後藤純男日本画リトグラフ「心の大和路」(6号)		マーケティング課
寄附金 1,500,000円以上			
N8	後藤純男日本画リトグラフ「春映富士」(8号)		マーケティング課
N9	後藤純男日本画リトグラフ「大和の雪」(8号)		マーケティング課
N10	後藤純男日本画リトグラフ「塔映「花」」(8号)		マーケティング課
N11	後藤純男日本画リトグラフ「塔映「月」」(8号)		マーケティング課
N12	後藤純男日本画リトグラフ「塔映「雪」」(8号)		マーケティング課
N13a	万華鏡・中里保子作「秋草」(2017)		マーケティング課
N14a	紫焰薫 田口佳子作「白釉彫紋大壺」		マーケティング課
寄附金 2,000,000円以上			
N15a	SAN-EI 卓球台 Infinity2016	ご寄附申込みの前に必ず(株)三英(04-7154-4661)にお電話のうえ、納品場所のご確認をお済ませください。	マーケティング課

※返礼品についての詳細は、ホームページまたは商工振興課(電話:04-7150-6085)・マーケティング課(電話:04-7199-3441)へご確認ください。

[お問合せ先]	流山市役所財政調整課	〒270-0192	千葉県流山市平和台1-1-1
	TEL 04-7150-6071	FAX 04-7159-0133	E-mail: zaisei@city.nagarevama.chiba.jp
	流山市役所商工振興課	〒270-0192	千葉県流山市平和台1-1-1
	TEL 04-7150-6085	FAX 04-7159-5840	E-mail: shoukou@city.nagarevama.chiba.jp
	流山市役所マーケティング課 ふるさと納税返礼品専用電話	〒270-0192	千葉県流山市平和台1-1-1
	TEL 04-7199-3441	FAX 04-7159-0111	E-mail: furusatohenrei@city.nagarevama.chiba.jp

流山市 寄附(ふるさと納税)返礼品一覧

2018/11/1~

別紙2

● 流山市では、ご寄附をいただいた個人の方に、ご寄附額に応じて下記の返礼品を贈呈しています。

商品番号	返礼品	備考	返礼品担当課
寄附金 5,000円以上			
F1a	KISS YOU ® IONPA レッド (替えブラシ2本入り)		商工振興課
F1b	KISS YOU ® IONPA ブラック (替えブラシ2本入り)		商工振興課
F1c	KISS YOU ® IONPA シャンパンゴールド (替えブラシ2本入り)		商工振興課
寄附金 10,000円以上			
A1	ファンケル 化粧品 Aセット		商工振興課
A2	ファンケル サプリメント Aセット		商工振興課
A3	ファンケル 発芽米 Aセット		商工振興課
A4	ファンケル 青汁 Aセット		商工振興課
F2a	KISS YOU ® IONPA home ホワイト (替えブラシ4本入り)		商工振興課
F2b	KISS YOU ® IONPA home ブラック (替えブラシ4本入り)		商工振興課
G6	タナックス クロス2ミラー 10mm左右セット ブラック		商工振興課
寄附金 13,000円以上			
C1	流山産コシヒカリ	平成31年2月28日受付終了	商工振興課
寄附金 16,000円以上			
G7	タナックス スマートタンクバッグM ブラック		商工振興課
T4	ブラッスリーしんかわ 千葉県産素材を使ったプリン詰合せ	お申込み期限:平成31年2月10日まで	マーケティング課
寄附金 17,000円以上			
G12	タナックス タフザックD50 ブラック		商工振興課
寄附金 22,000円以上			
N16a	ブラッスリーしんかわ ベアランチ券 <和牛ほほ肉の煮込みコース>	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
寄附金 25,000円以上			
G9	タナックス ミニフィールドシートバッグ ブラック		商工振興課
寄附金 27,000円以上			
N1a	割烹 せきや ベアランチ券 <森の御膳>	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
N3a	そば懐石 あずみ野 ベアランチ券 <あずみ野膳>	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
寄附金 31,000円以上			
A12	ファンケル ビューティブーケセット		商工振興課
G10	タナックス ミドルフィールドシートバッグ ブラック		商工振興課
寄附金 35,000円以上			
G8	タナックス フィールドシートバッグ ブラック		商工振興課
寄附金 40,000円以上			
N17	丁字屋栄(フレンチ)ベアディナー券	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
寄附金 41,000円以上			
G3	タナックス キャンピングシートバッグ2 ブラック		商工振興課
寄附金 45,000円以上			
N1b	割烹 せきや ベアディナー券 <森のおまかせ会席>	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
N4a	割烹 柳家 ベアランチ券 <懐石コース>	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
寄附金 53,000円以上			
A5	ファンケル 化粧品 Bセット		商工振興課
A6	ファンケル サプリメント Bセット		商工振興課
A7	ファンケル 発芽米 Bセット		商工振興課
A8	ファンケル 青汁 Bセット		商工振興課
寄附金 55,000円以上			
N3b	そば懐石 あずみ野 ベアディナー券 <山ゆり>	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
寄附金 58,000円以上			
G4	タナックス ツアーシェルケース2 ヘアラインシルバー		商工振興課
寄附金 62,000円以上			
G11	タナックス キャンピングシェルベース ブラック		商工振興課
寄附金 67,000円以上			
N4b	割烹 柳家 ベアディナー券 <うな重付き懐石コース>	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
寄附金 97,000円以上			
N16b	ブラッスリーしんかわ ベアディナー券 <老舗割烹“新川”とのコラボディナー>	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
寄附金 102,000円以上			
N2b	京料理かねき ベアディナー券	お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課
寄附金 110,000円以上			
A9	ファンケル Sセット		商工振興課
N13b	万華鏡・中里保子作「蝶文様」	お申込み期限:平成31年1月31日まで	マーケティング課
寄附金 800,000円以上			
N15b	SAN-EI 卓球台 VR-VERIC-W (折り畳み可能な卓球台)	ご寄附申込みの前に必ず(株)三英(04-7154-4661)にお電話のうえ、納品場所のご確認をお済ませください。 お申込み期限:平成30年12月31日まで	マーケティング課

※返礼品についての詳細は、ホームページまたは商工振興課(電話:04-7150-6085)・マーケティング課(電話:04-7199-3441)へご確認ください。

【お問合せ先】 流山市役所財政調整課 〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1
 TEL 04-7150-6071 FAX 04-7159-0133 E-mail: zaisei@city.nagareyama.chiba.jp
 流山市役所商工振興課 〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1
 TEL 04-7150-6085 FAX 04-7159-5840 E-mail: shoukou@city.nagareyama.chiba.jp
 流山市役所マーケティング課 ふるさと納税返礼品専用電話 〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1
 TEL 04-7199-3441 FAX 04-7159-0111 E-mail: furusatohenrei@city.nagareyama.chiba.jp

5/12

総 税 市 第 28 号
平成 29 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして平成 20 年度税制改正によって創設されました。以来、その実績は着実に伸びており、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても役立っています。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付については、最近において、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。

これまで、各地方団体に対しては、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成 28 年 4 月 1 日付総税企第 37 号）等を通じて、ふるさと納税に関する事務について、良識ある対応をお願いしてきましたが、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているような状況が続けば、制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼすことが懸念されます。

については、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

総務省では、個別の地方団体における返礼品送付の見直し状況について、今後、随時把握する予定であることを申し添えます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第1 ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

第2 返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

1 返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（以下、「返礼割合」という。）の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。

(3) ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

第3 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品を送付する団体は、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知すること。

第4 ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少することに繋がることとなる。こうしたことから、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、第2の各事項に沿って対応するとともに、公益上の必要性等を十分精査すること。

第5 個人情報の管理について

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認するなどマイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品の送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

総 税 市 第 37 号
平成 30 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度です。

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めていただくことが重要です。総務省としても、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を立ち上げたところであり、各地方団体においては、こうした取組を積極的に進めることが期待されます。

返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号。以下、「平成 29 年通知」という。）を発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をお願いしてきました。通知発出後、全国市長会や全国町村会において、同通知や制度の趣旨を踏まえ適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体にご理解をいただいています。各地方団体においては、引き続き、平成 29 年通知に沿った対応をお願いします。

一方で、依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が 3 割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

また、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品の送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

総税市第74号
平成30年9月11日

千葉県流山市長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る返礼品の見直し要請等について

ふるさと納税に係る返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付け総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付け総税市第37号。以下「大臣通知」という。)において、各地方団体に対し、責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いするとともに、市町村長に対する講演や市町村長が出席する会議等あらゆる機会を通じて、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品について、速やかな見直しを行っていただくよう、累次のお願いをしてきました。

しかしながら、「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況について」(平成30年8月24日付け総税市第61号。以下「状況調査」という。)に対して回答のあった9月1日時点における見直し状況を取りまとめたところ、既に多くの地方団体が大臣通知の内容を真摯に受け止め、必要な見直しを行っていただいている一方で、依然として、貴団体を含め、一部の地方団体が大臣通知に沿った対応を行っていない実態が明らかになりました。

返礼品競争の過熱に伴い、ふるさと納税制度そのものに対する批判が高まっており、同制度は、存立の危機にあります。このまま貴団体を含む一部の地方団体において、制度の趣旨に反するような返礼品を送付する状況が続けば、ふるさと納税に対するイメージが傷付き、制度そのものが否定されることになりかねません。

そこで、今般、総務省として、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することとしました。この旨、本日の記者会見において、総務大臣が表明したところです。

このような制度の見直しによって、一定のルールの中で地方団体同士が切磋琢磨することとなり、全国各地での地域活性化に繋がるとともに、優れた地域資源が発掘されることを期待しています。

貴団体においては、平成30年9月1日時点で、依然として、返礼割合が3割を超える返礼品及び地場産品以外の返礼品を送付しているものと承知しています。

貴職におかれては、今般、総務省が制度の見直しを検討せざるを得なくなった現状を認識していただき、貴団体の返礼品について、一日も早く、見直しを行っていただくようお願い

します。

上記以外の返礼品であっても、制度の趣旨に反するような返礼品を送付している場合には、同様に、速やかに見直しを行っていただくようお願いします。

貴団体における見直しの取組内容等については、平成 30 年 11 月 1 日時点で調査を実施する予定です。

なお、本通知の内容については、貴団体議会議長にも参考にお知らせしていること、また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。